

国内外貨建債券取引約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さまと当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集および売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているものまたは利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。）をいう。以下同じ。）の取引に関し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

第2条（受渡期日）

受渡期日はお客さまが当社と別途取決めていた場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

第3条（国内外貨建債券に関する権利の処理）

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社に保管された国内外貨建債券の利子および償還金（記名式債券にかかる利子および償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代って受領し、お客さまあてに支払います。ただし、保護預り契約または振替口座管理契約にもとづいて当社に保管している有価証券の利子などの受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子または償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続において、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまの負担とし、当該利子または償還金から控除することなどの方法によりお客さまから徴収します。
- (2) 国内外貨建債券に関し、株式の割当を受ける権利または新株予約権（新株予約権証券を除きます。）が付与される場合は、原則として売却処分のため、その売却代金を上記(1)の規定に準じて処理します。

ただし、我が国の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、当社が当該新株予約権の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権はその効力を失います。
- (3) 転換権付社債の転換権行使によりお客さまが指示しない場合には、「外国証券取引約款」に定めるところにしたがうものとします。
- (4) 国内外貨建債券に関し、上記(1)および(2)以外の権利が付与される場合は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します。
- (5) 債権者集会における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまの指

示にしたがいます。ただし、お客さまが指示しない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。

第4条（諸料金等）

お客さまの指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第5条（外貨の受払い等）

国内外貨建債券の取引にかかる外貨の授受は、原則としてお客さまが自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第6条（金銭の授受）

- 1 国内外貨建債券の取引等に関して行う当社とお客さまとの間における金銭の授受は、円貨または外貨（当社が応じ得る範囲内でお客さまが指定する外貨に限ります。）によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、お客さまが外貨で受領または支払いを希望する場合は、あらかじめ当社に申出るものとします。
- 2 上記1の換算日は、売買代金については約定日、第3条(1)から(4)までに定める処理にかかる決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第7条（諸報告書等）

当社は国内外貨建債券の取引に関し当社がお客さまあてに交付する取引残高報告書その他諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取扱うことができるものとします。

第8条（免責事項）

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または寄託の手續等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信または郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第9条（約款の変更）

- 1 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。
- 2 改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時

が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2019年2月